

公示番号：170754

国名：エジプト

担当部署：社会基盤・平和構築部運輸交通・情報通信グループ第二チーム

案件名：海運需要モデルのアップデートと SCA のマーケティング機能強化（マーケティング）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：マーケティング
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年11月下旬から2018年4月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.45M/M、現地 1.20M/M、合計 1.65M/M
- (3) 業務日数：
 - ・ 第1次 国内準備 3日、現地業務 18日、国内整理 1.5日
 - ・ 第2次 国内準備 1.5日、現地業務 18日、国内整理 3日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2017年11月1日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報／結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年11月14日（火）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	18点
②業務実施上のバックアップ体制等	8点
- (2) 業務従事者の経験能力等：

①類似業務の経験	30点
②対象国又は同類似地域での業務経験	16点
③語学力	16点

④その他学位、資格等

12 点

(計 100 点)

類似業務	マーケティング・海運に係る各種業務
対象国／類似地域	エジプト／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

スエズ運河は、エジプト北東部に位置する地中海と紅海・インド洋を繋ぐ人工運河で、1869 年にエジプト国とスエズ運河株式会社により共同で建設された。1956 年に国有化されて以来、スエズ運河の経営、開発、維持管理等は、C/P であるスエズ運河庁 (SCA: Suez Canal Authority) が実施している。SCA は首相府直属の機関である。

スエズ運河は国際海運において最重要航路の一つとして位置づけられ、船舶大型化等の海運動向に対応して拡張開発してきた。開通当初の運河規模は、全長 164km、水深 8m、航行可能喫水は 6.7m、通行可能船舶は 5,000DWT であった。その後、船舶の大型化に伴い、度重なる増深、拡張工事を経て、2015 年 8 月に最新の拡張工事が完工した現在では、全長 193km、水深 24m、幅 205m に拡張され、最大 240,000DWT の船舶が通航可能となっている。

スエズ運河はエジプト国の政策においても重要な位置付けであり、その通行料金収入は、観光、石油、海外在住労働者からの送金に並ぶエジプト国的主要な外貨獲得源の一つである。2015 年の通行料金収入は約 51 億 US ドルとエジプトの外貨収入の約 1 割に相当し、船舶利用数は 17,483 隻、利用船舶総トン数は 998,652 千トンとなっている。

我が国との関わりは強く、1970 年代の「スエズ運河航行安全プロジェクト」や「スエズ運河庁経営企画部門設立調査」によって Economic Unit (EU) 設立の支援をしてから現在に至るまで技術協力が続いている。近年では、2000～2001 年に開発調査「スエズ運河経営改善計画調査」を実施し、コンテナ化の進展等世界の貿易動向を踏まえた需要予測システムの確立、需要予測を踏まえた通航料金体系・サービス体系の提案等を行った。さらに、2012～2015 年に「スエズ運河庁戦略強化プロジェクト」（以下、「前回技プロ」という）を実施し、近年の大きく変化する国際海運市況に合わせたスエズ運河庁の戦略策定能力の強化に取り組んだ。

スエズ運河の通航料金収入は、世界的な経済状況、石油価格、競合輸送ルートの整備等によって大きく変動し、今後も世界の海運の状況は継続的に大きく変化することが予想される。こうした変化に対応するために、エジプト国政府は我が国に対して、SCA の若手職員を対象とした戦略策定能力の向上に係る技術協力と、前回技プロにて構築したスエズ運河需要予測モデルの更新及びマーケティング能力強化に係る技術協力を要請した。

これらの要請に対し、我が国は 2016～2017 年に「スエズ運河庁能力開発」により本邦研修を実施し、SCA の若手職員の戦略策定能力の向上に係る協力を実施した。本業務において、前回技プロの要請の一つであった最新の海運情勢を把握・整理し、

これによりスエズ運河の需要予測が行えるようにモデルを更新し、さらに C/P であるスエズ運河庁の利用促進に資するマーケティング戦略に係る支援を行う。

7. 業務の内容

以下の技術支援項目について、専門家 4 名（需要予測モデル 2 名、海運動向 1 名、マーケティング 1 名）を 2 週間、2 回派遣する。各技術支援項目は、それぞれ密接に関わるため全専門家を同時期に派遣することとし、分野間の連携を取る。

但し、これらの分野は過去にも支援を行っているため、過去の支援の成果を確認しつつ、同成果を踏まえたエジプト側の取組みに対する提言を行う。

担当分野の具体的な業務内容は以下のとおり。

(1) 国内準備期間（2017 年 11 月下旬）

- ① 既存の JICA 報告書、その他資料等を参照し、国際海運の最新動向及びスエズ運河庁の現状と課題を把握する。また、これまで日本が実施してきた協力（特に「スエズ運河庁戦略強化プロジェクト」）の概要を把握・分析する。
- ② JICA 及び他分野の専門家と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ③ 現地業務工程表（案）を含むワークプラン（和文と英文）を作成し JICA 社会基盤・平和構築部による確認のち提出する。併せて、JICA エジプト事務所及び他分野の専門家へ右計画書とプランを送付する。

(2) 第 1 次現地業務期間（2017 年 12 月上旬～2017 年 12 月下旬の内、2 週間）

- ① 現地業務開始時に、C/P 機関にワークプランを提出し計画の確認を得る。
- ② 以下内容を含むスエズ運河庁のマーケティング戦略に係る講義及び C/P と討論を行う。
 - ア) マーケティング理論について講義する。
 - イ) スエズ運河庁が抱えているマーケティングに係る課題を整理する。
 - ウ) スエズ運河庁のマーケティング戦略の今後の方向性を整理する。
 - エ) 主にスエズ運河の利用船社を対象としたマーケティング戦略について具体的な技術支援の可能性について協議・検討する。
- ③ 需要予測モデル及び海運動向分野の専門家が行う講義・討論に出席し、マーケティング戦略の視点から議論の補助を行う
また、②及び③ともに、講義・討論はスエズ運河庁の若手職員に加え中堅幹部職員も参加し、25 名程度、期間中 8 回程度（一回 2 時間程度）を予定している。
- ④ 業務完了に際し、今後の講義・討論等の業務内容について C/P と協議し、次回派遣期間の活動計画等の参考とする。
- ⑤ 第 1 次現地業務完了に際し、現地での活動にあたり工夫した結果、有効な結果を得られた事項や今後の活動を実施する際に改善・留意すべき点について整理を行う。同整理結果に加えて次回現地派遣時の業務計画を盛り込んだ現地業務結果報告書（案）（和文）を作成し、JICA エジプト事務所と共有する。

(3) 第 1 次国内整理期間（2017 年 12 月～2018 年 1 月）

- ① 第 1 次現地業務中に作成した現地業務結果報告書（案）を最終化し、JICA 社

会基盤・平和構築部に報告する。

(4) 第2次現地業務（2018年2月中旬～3月の内、2週間）

- ① 第1次現地業務に引き続き、海運動向に係る講義・討論をC/Pと行う。
- ② 需要予測モデル及び海運動向分野の専門家が行う講義・討論に出席し、マーケティング戦略の視点から議論の補助を行う。
また、①及び②とも、講義・討論はスエズ運河庁の若手職員に加え中堅幹部職員も参加し、25名程度、期間中6回程度（1回2時間程度）を予定している。
- ③ 第2次現地業務完了に際し、第1次・第2次現地業務を通じた活動及び成果について整理を行う。同整理結果に加えてスエズ運河庁の課題、対応案等を盛り込んだ専門家業務完了報告書（案）（和文）を作成し、JICA事務所と共有する。

(5) 第2次国内整理期間（2018年3月下旬）

専門家業務完了報告書（案）を最終化し、JICA社会基盤・平和構築部に提出し、報告する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、専門家業務完了報告書とする。

報告書は簡易製本とする。報告書の印刷にあたっては、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2014年11月）」を参照する。

報告書名	提出時期	部数	提出先
業務計画書	契約締結後10営業日以内、第一次現地調査前	和文：3部	JICA社会基盤・平和構築部
ワークプラン	第1次現地調査前	英文：15部	JICA社会基盤・平和構築部
現地業務結果報告書（案）	第1次現地調査中	和文：3部	JICAエジプト事務所
現地業務結果報告書	第1次現地調査から帰国後2週間以内	和文：3部	JICA社会基盤・平和構築部
専門家業務完了報告書（案）	第2次現地調査中	和文：3部	JICAエジプト事務所
専門家業務完了報告書	2018年3月	和文：3部 英文：15部	JICA社会基盤・平和構築部

各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当つては、JICAと協議・確認する。

(1) ワークプラン

- ア) 派遣の概要（背景・経緯・目的）
- イ) 活動の基本方針
- ウ) 活動の具体的方法
- エ) 期待される成果、活動の概要
- オ) 業務フローチャート
- カ) エジプト国便宜供与負担事項
- キ) その他必要事項

（2）現地業務結果報告書／業務完了報告書

- ア) 派遣の概要（背景・経緯・目的）
- イ) 活動内容（業務フローチャートに沿って記述）
- ウ) 活動実施運営上の課題・工夫・教訓
- エ) 成果の達成度
- オ) 以降の活動計画（現地業務結果報告書のみ）
- カ) その他必要事項

添付資料

- ① 業務フローチャート
- ② 詳細活動計画／実績
- ③ 講義・討論資料
- ④ その他活動実績

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

（1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本⇒アブダビ／ドバイ⇒カイロを標準とします。

（2）戦争特約保険料

災害補償経費（戦争特約経費分のみ）の計上を認めます。「コンサルタント等契約などにおける災害補償保険（戦争特約）について」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/disaster.html>)を参照願います。

10. 特記事項

（1）業務日程／執務環境

① 現地業務日程

7. 業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地 M/M、国内 M/M、渡航回数は 2. 契約予定期間等に記載の数値を上限とします。また、派遣期間については、他専門家との同時派遣を想定していることから、JICA が指定する期間にて調整してください。現時点では、第 1 次派遣（12 月 2 日から 12 月 19 日）、第 2 次派遣（2018 年 2 月 9 日から 2 月 26 日）を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタント及び、需要予測モデル 2 名、

海運動向 1 名の計 4 名の専門家により構成されます。JICA 本部からの同行は予定していません。

③ 便宜供与内容

- ア) 空港送迎
なし
- イ) 宿舎手配
JICA エジプト事務所より行う。
- ウ) 車両借上げ
JICA エジプト事務所より行う。
- エ) 通訳傭上
なし
- オ) 現地日程のアレンジ
C/P 機関との協議・講義・討論について、スケジュールアレンジを行う。
- カ) 執務スペースの提供
スエズ運河庁内における執務スペース提供（ネット環境完備予定）

(2) 参考資料

①貸与資料

本業務に関する以下の資料を JICA 社会基盤・平和構築部運輸交通・情報通信グループ第二チーム西宮（03-5226-3199）にて貸与する。

- 「エジプト国 スエズ運河戦略強化プロジェクト業務完了報告書（2015 年）」

- ② 本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス（prtm1@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」
及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

- ・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
- ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1 名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA エジプト事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を行なうこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全

管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③ 90日を超える派遣においては、公用旅券での入国が必要となります。
- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」
(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うとします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上